

2027年国際園芸博覧会 スマートフォン等調達及び通信サービス提供業務委託契約 仕様書

1 総則

(1) 適用範囲

本仕様書は「2027年国際園芸博覧会 スマートフォン等調達及び通信サービス提供業務委託契約」(以下、「本業務」という。)に適用する。

(2) 準則

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会(以下、「甲」という。)の委託契約約款及び契約規程を遵守すること。

(3) 件名

2027年国際園芸博覧会 スマートフォン等調達及び通信サービス提供業務委託契約

(4) 契約期間

契約締結日から2027年10月31日まで

(5) 使用期間

本契約に基づく端末およびSIM回線の使用期間は以下のとおりとする。

2027年3月1日から2027年9月30日まで

(6) 納入予定時期

2027年3月1日(2月1日からキitting作業)

(7) 履行場所

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会の指定する場所

(8) 納品および配送先

国際園芸博覧会協会事務所(横浜市瀬谷区内に設置予定)

※詳細住所は確定次第、甲より受託者(以下、「乙」とする。)へ通知する。

(9) 支払方法

部分払い(9回以内)

2 業務の目的

本契約は、甲が、業務遂行に必要な新品又は中古スマートフォン、中古タブレット端末、タッチペン、SIM回線の提供及びキitting作業を乙に委託し、使用期間終了後に端末のデータ消去及び処分を含む一連のサービスを受けることを目的とする。

3 業務内容

- ア 物品調達
- イ キットニング
- ウ 納入
- エ 保守
- オ 処分

ア 物品調達

(ア) 乙は以下の物品を調達し、甲に提供すること。

- ・新品又は中古スマートフォン：170 台
- ・中古タブレット端末：22 台
- ・タッチペン（前記タブレット端末用）：22 本

(イ) 留意事項

- ・Buddycom 公式サポートサイト

URL=<https://support.buddycom.net/> により使用可能と示されている端末 OS のものとする。

・調達される新品又は中古スマートフォンおよび中古タブレット端末は、甲が購入するものとする。

・新品又は中古スマートフォンおよび中古タブレット端末については、国産メーカー製端末とし、通常使用に支障のない状態のものとする。

・スマートフォンについては、生活防水性能（IPX5 以上を目安）を必須条件とする。

イ キットニング

(ア) キットニング作業

- ・Buddycom アプリのインストール
- ・アクティベーション作業
- ・端末は初期化済みであることとし、最新のセキュリティパッチが適用可能な状態で提供すること。
- ・各端末へのテプラ貼付（識別ラベル貼付）

(イ) 通信回線（SIM）作業

- ・スマートフォン SIM：170 回線
- ・タブレット端末用 SIM：22 回線
- ・データ容量：各回線 5GB／月
- ・周波数帯は LTE 通信 700～900 MHz 帯にて、自社の回線網にて 2 バンド以上に対応していること。

(ウ) 端末作業

- ・Wi-Fi 接続による利用が可能であること

- ・不正利用防止、なりすまし防止のため生体認証ロックを備えていること

ウ 納入

- (ア) 乙は委託契約約款第 12 条 1 項及び同条 2 項の定めるところにより、委託者の検査を受け、当該検査に合格したものを甲に引き渡すこと。
- (イ) 乙は納入予定時期である 2027 年 2 月に上記キッティング作業を終え、甲が指定する場所で引渡しをすること。
- (ウ) 乙は中古端末を引渡す場合においては、正規品と異なる部品、不正プログラム、盗聴器等が組み込まれていないか確認し、証明証を発行すること。

エ 保守

- (ア) 端末の所有権は甲に帰属するものとするが、使用期間中の保守および故障対応については乙の責任において行う。
- (イ) 納品から回収前の期間における不具合・故障について、期間中のすべての日（午前 8 時～午後 17 時までの間）において対応できる問い合わせ窓口を設置することとし、連絡を受けてから速やかに復旧できる体制を整えること。
- (ウ) 交換用機器等については、会場内に保管する十分なスペースがないため、乙の倉庫等に保管の上輸送できる体制を整えること。
- (エ) 保守費用を提示し、保守に関するスキーム（体制等）を提出すること。

オ 処分

- (ア) 乙は、甲の廃棄依頼を受け当該端末を引き取り、処分を行うものとする。
- (イ) 乙は、端末引き取り後、データ消去を確実に実施するものとする。
また、データ消去方法については、一般的なデータ復元が不可能となる方式を採用することとし、全ての端末についてデータ消去をした証明書を発行すること。
- (ウ) 乙はデータを消去した後、引き取った端末について、廃棄物処理法その他関係法令を遵守し、適正な方法にて処分を行うものとする。
また、第三者への不正な再流通を防止するため、廃棄を適切に実施し、処分内容を明記した証明書を提出すること。

4 費用

- (1) 本契約に係る費用には以下をすべて含むものとする。
 - ・端末調達費（甲が購入する端末代金）
 - ・SIM 回線利用料（スマートフォン 170 回線＋タブレット 22 回線）
 - ・キッティング費用
 - ・発送、データ消去、処分に関する一切の費用
 - ・SIM 回線の最低利用期間に伴う違約金（甲が承諾した金額に限る）
 - ・契約事務手数料（SIM 契約に付随する初期費用）
 - ・電話ユニバーサルサービス料

- ・ブロードバンドユニバーサルサービス料
- ・電話リレーサービス料
- ・保守費用

※各料金の単価および総額は、乙が提出する見積書にて明示するものとする。

(2) 留意事項

SIM 回線の最低利用期間に起因する違約金について、契約期間が短期間であることに伴い、各 SIM 回線に最低利用期間が設定されている場合、当該最低利用期間未満での契約終了により発生する回線単位の違約金（解約金）については、乙が見積書に明示し、甲の承諾を得たうえで契約金額に含めるものとする。

また、甲は、乙が提示した違約金額を上限として負担する。

5 保険

(1) 基本方針

端末の破損、盗難、紛失および偶然の事故により第三者に与える損害に対する賠償責任に対し、乙は保険契約を締結することとする。

また、これらに関する費用及びリスクは原則として乙が負担するものとする。

(2) 加入保険

乙は、以下の保険または同等以上の補償内容を有する保険に加入すること。

ア 賠償責任保険

本業務に起因する事故により第三者に与えた損害を補償するもの

イ 動産総合保険（端末機器保険）

以下のリスクを補償するもの

- ・破損（落下・水濡れ等）
- ・盗難
- ・紛失

ウ 運送保険

(3) 端末破損等の取扱い

スタッフへの配布中に発生した端末の破損、盗難、紛失については、乙の責任において対応するものとし、必要に応じて速やかに代替機を提供できる体制を整えること。

(4) 証明書の提出

乙は、保険契約締結後、保険証券又は付保証明書の写しを甲に提出すること。

(5) 事故時対応

事故が発生した場合、乙は直ちに甲へ報告すること。

6 その他

(1) 乙は、常に甲と密接に連携を図り、遅滞なく連絡調整を行える体制を整えること。

(2) 乙は、本業務の実施にあたり、甲が発注する他の業務等と関連する内容については、

他の業務の賃貸人等と連携して行うこと。

(3) 本仕様書に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ甲と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けること。

(4) 乙は、「持続可能性に関する特記事項」に基づき、「持続可能性に配慮した調達コード」を遵守することとする。

https://expo2027yokohama.or.jp/news/news_20240118/

(5) 乙が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第 12 条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出することとする。

(6) 乙は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守することとする。

(7) 本業務を通じて知り得た情報について、乙は守秘義務を負うこととし、甲の許可なく使用することのないように、適切に管理することとする。